

078 江戸時代

社会の変容

1643 年 田畑永代 売買 の禁令
土地を買い集める地主の出現を防ぐため

1673 年 分地制限令
名主は 20 石以上、百姓は 10 石以上、それより少ない者は分割相続してはならない令

享保の改革で 質流れ禁止令 撤回
借金の担保に田畑を質（しち）として入れることは認めるが、質流れすることは禁止する法令。しかし田畑を失った農民が実力で取り返す質地騒動が起こり、吉宗は禁止令を撤回、質流れを容認。
→余裕ある農民による土地集め容認

あ 豪農 の出現

たいていは 村役人 を兼ねています。集めた田畑を小作させて 小作料 収入を得たり、金を貸して利息を取ったり、干鰯などの金肥を仕入れて村で販売したり、自分自身も米や商品作物などを 地主手作（じぬしてづくり）したりと、単なる農業だけでなく村の総合商社的な存在です。

い 小百姓（小前百姓）

検地帳で田畑所有を保証されていますが小規模零細で小作や日雇いに従事。都市部へ流出する者も。

→ 村方騒動 に発展

村役人ら富裕層の不正を追及し、公正な運営を求める動きです。領主に対する百姓一揆と区別です

う 百姓一揆と打ちこわし

中世の一揆は宗教の力が強く一向一揆や法華一揆がありました。近世は宗教が統制されたので起こりません。百姓と武士が共同する国一揆もなし

初期 代表越訴型一揆

磯茂左衛門（上野国沼田）

沼田藩の圧政を、沼田藩主を飛び越えて幕府に訴え出た。これは 越訴 といって重罪でした。

佐倉惣五郎（下総国佐倉）

佐倉藩の圧政を、佐倉藩主を飛び越えて幕府に訴え出ました。願いは結果的に聴き届けられました

→ 茂座衛門や惣五郎は 義民
感謝した村人たちによって神社に祀られました

中期 惣百姓一揆

村役人の指導で、傘連判状 を回覧して全村民に署名させて全村民で押しかけた。幕藩体制を否定していない。一揆の要求…幕藩体制のもとで、百姓らしく生きられるよう要求。
武器は持たず、カマを持ち、みのかさを着る。

幕末 世直し一揆

新しい世を待望し、手に竹やりなどの殺傷力のある武器を取り、領主に対する攻撃を加える。
一揆の要求…社会変革

飢饉

あ 寛永の飢饉（冷害、東北中心）

い 享保の飢饉（蝗害、西日本中心）

江戸で米価高騰→うちこわし

う 天明の飢饉（冷害、東北中心）

浅間山 大噴火。田沼失脚。

え 天保の飢饉（冷害、東北中心）

→無策に 大塩の乱 起こる

江戸時代に飢饉が多かったのはなぜ？

商品作物 雑穀 諸藩 堂島米市場

都市部

飢饉で生活が成り立たなくなった小百姓が

都市へ流入、無宿人 となる

村を出て 10 年不在だと、寺院が作る宗門別帳から記載を削られます（戸籍がなくなる）。都市に出ますが長屋を借りるのも保証人がいなくて大変だし、職業訓練も乏しく、生活が苦しかったです。犯罪者に落ちる者が多く、取締りの対象でしたが、もとはといえば飢饉で経営破綻した元百姓でした。

天明の打ちこわし（1787 年）。江戸、大坂など 30 都市あまりの都市民衆がほぼ同時に起こし、富者が災害時に率先して行動しないことを糾弾する行為です。略奪や大火の原因になる放火は厳に戒められ、高騰前の米代金を支払った例もあり、調査にきた役人いわく「まことに礼儀正しく狼藉いたし候」（笑）



078 江戸時代 社会の変容